



平成30年 5月 8日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の運転期間延長認可申請の補正について

当社は、本年1月、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査と運転期間延長認可^{※1}審査において、一部の審査資料に混在する燃料有効長頂部位置のデータ^{※2}を使用していたことを確認しました。

その後、本事象による審査への影響を確認した結果、運転期間延長認可申請に係る特別点検の一部について、追加点検を実施することとしました。

(平成30年1月22日、平成30年2月5日お知らせ済み)

この追加点検（原子炉圧力容器の炉心領域の超音波探傷試験）の結果を平成29年11月24日に行った運転期間延長認可申請の特別点検の実施結果に反映し、本日、補正書として原子力規制委員会に提出しました。なお、今回の追加点検の結果、異常は認められませんでした。

当社としては、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯に対応するとともに、東海第二発電所の安全性、信頼性の向上と地域の皆様方への情報提供に積極的に取り組んでまいります。

※1：原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

※2：燃料集合体は燃料棒を束ねた構造をしており、燃料被覆管に燃料ペレットの入っている部分の長さを「燃料有効長」という。このうち、炉心に燃料集合体が装荷された状態で、燃料有効長の垂直方向の頂点の高さ（原子炉圧力容器の底部から燃料の上端までの高さ）を「有効長頂部」という。

添付資料：東海第二発電所 特別点検（追加点検）の概要

以 上

東海第二発電所 特別点検(追加点検)の概要

添付資料

- 原子炉圧力容器(炉心領域)の特別点検で、超音波探傷試験の点検範囲が51mm不足していた。
(混在する燃料有効長頂部位置のデータ(TAF)のうち、本来の値(9203mm)ではない値(9152mm)を使用したため。)
- このため、本来の値(9203mm)に基づき、余裕をもった点検範囲で、平成30年3月～4月にかけて追加点検を実施した。
- 追加点検の結果、異常は認められなかった。

原子炉圧力容器

特別点検の追加点検が必要な範囲 :  部

